

税務・財務相談

Q&A

所得税や住民税の 障害者控除について

高木 淳 (たかぎ じゅん)

東北税理士会 いわき支部
税理士



早いもので今年もいよいよ師走になります。まもなく年末調整や確定申告を迎える時期ですので、所得税や住民税の障害者控除について、介護保険の要介護認定との関係も含めて取り上げていきたいと思います。

〔質問1〕

所得税や住民税の障害者控除について、その控除額はいくらですか。

〔回答〕

1. 障害者控除の概要

年末調整や所得税の確定申告の際、所得控除の一つとして障害者控除があります。

障害者控除とは、納税者自身又はその控除対象配偶者や扶養親族が所得税法の障害者に当てはまる場合に、一定の金額を所得から控除できるというものです。

控除できる金額は、障害者一人につき、所得税が27万円、住民税が26万円です。また、特別障害者に該当する場合は、所得税40万円、住民税30万円を控除することができます。

区 分		所 得 税	住 民 税
障害者控除	障 害 者	27万円	26万円
	特別障害者	40万円	30万円

2. 同居特別障害者の加算額（配偶者控除・扶養控除）

また、控除対象配偶者又は扶養親族が、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者である場合は、特別障害者控除として所得税40万円、住民税30万円が受けられるほかに、一人につき同居特別障害者の控除として所得税35万円、住民税23万円が配偶者控除又は扶養控除の額に加算されます。

区 分	所 得 税	住 民 税
同居特別障害者である場合の配偶者控除・扶養控除加算額	35万円	23万円

〔質問2〕

障害者に当てはまるのは、どのような人ですか。

〔回答〕

1. 障害者

障害者に当てはまるのは、次のような人です。

- (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者（中度、軽度）と判定された者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳（2級、3級）を有している者
- (3) 身体障害者手帳（3級～6級）を有している者
- (4) 精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人
- (5) 戦傷病者手帳を有している者（特別項症から第3項症までであれば特別障害者）
- (5) 精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に準ずる者として市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人
- (6) 戦傷病者手帳の有している者（特別項症から第3項症まで）
- (7) 原子爆弾被爆者援護法による厚生労働大臣の認定を受けている人
- (8) その年の12月31日の現況で、引き続き6ヵ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人

2. 特別障害者

特別障害者に当てはまるのは、次のような人です。

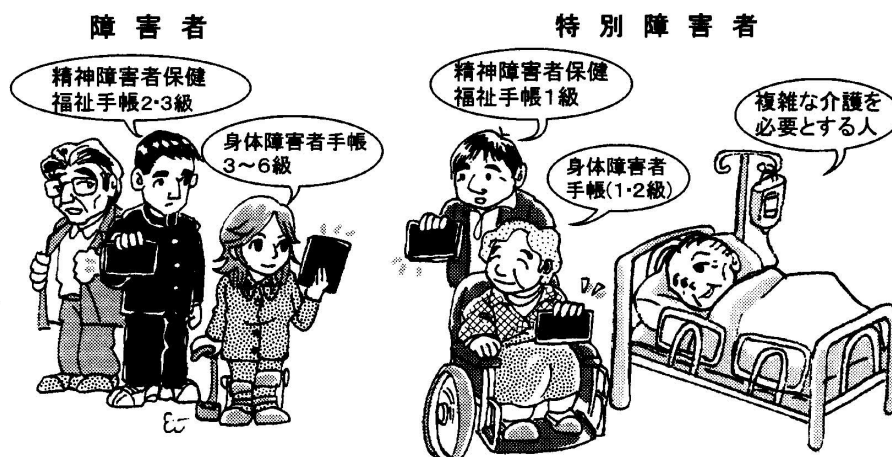
- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者（重度）と判定された者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）を有している者
- (4) 身体障害者手帳（1級・2級）を有している者

〔質問3〕

同居している扶養親族が、事故により重傷を負い、障害者手帳（2級）の交付を受けました。私が年末調整でその障害者控除を受ける際、そのことを証明するために、身体障害者手帳の提示やコピーの添付は必要ですか。また、所得税ではいくら控除できますか。

〔回答〕

障害者控除を受ける際、身体障害者手帳やコピーの添付は必要ありません。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の所定の欄に、必要事項を記載すればよいのです。記載事項は、交付を受けている手帳の種類（身体障害者手帳）と交付



年月日、障害の等級（2級）、その扶養親族の氏名などです。

身体障害者手帳2級なので、特別障害者に該当します。所得税では障害者控除額40万円です。また、同居特別障害者に該当するので、所得税では通常の扶養控除額に35万円を加算したものが扶養控除額になります。

〔質問4〕

同居している私の母（75歳）は、かねてより私の扶養親族となっていますが、今年に入り、介護が必要となり、介護保険で要介護4と認定されました。障害者控除を受けることはできますか。

〔回答〕

障害者控除の対象となる障害者に当てはまる人は、〔質問2〕の〔回答〕にあるように、限定されています。その中に「精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人」という項目があります。しかし、介護保険法の介護認定を受けた人については規定していません。つまり、単に介護認定を受けただけでは障害者控除の適用はできないのですが、市町村等の介護保険担当等で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして認定書を交付してもらえば、障害者控除を受けることができます。この認定書は、「障害者控除対象者認定書」といいます。

要介護認定と障害認定は、判断基準が異なり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは難しいこともありますが、ご質問の「要介護4」であれば、通常、特別障害者に相当すると認定されるでしょう。

この「障害者控除対象者認定書」については、市町村等で取り扱いが異なり、請求がなくても

対象者全員に郵送して交付する自治体も一部ありますが、大半は納税者が申請して交付されるようです。

年末調整や所得税の確定申告の際に、納税者自身又はその控除対象配偶者や扶養親族が65歳以上であり、かつ、介護認定を受けているときは、是非、最寄りの市町村等に問い合わせて、この「障害者控除対象者認定書」を申請してください。

障害者控除対象者認定書

第 平成 年 月 日 号

(申請者) _____ 殿

(〇〇市町村長等) 印

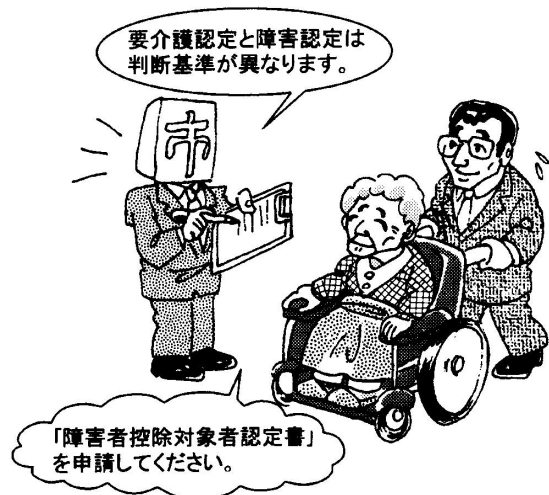
下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の11に定める障害者として認定する。

障害者
特別障害者

申請者	住所	氏名	
対象者	住所	性別	男・女
	氏名	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ずる。	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ずる。
	特別障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ずる。	(2) 身体障害者（1級、2級）に準ずる。
		(3) わたきり老人	

注 (1) 申請者は太線内のみ記入。
 (2) 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受けた市町村長等はその旨を報告しなければならない。

備考 (1) 市町村長等は、認定書を交付する際、該当障害理由の番号に○印するものであること。
 (2) この用紙の寸法は、日本工業規格A列4番の大きさとすること。



〔質問5〕

今年から要介護4と認定された同居の扶養親族である私の母（75歳）について、市役所で「障害者控除対象者認定書」を申請し、特別障害者に相当するとの認定を受けました。今年の私の納税額は去年と比べてどのくらい減りますか。なお、去年の私の所得金額から所得控除を差し引いた課税される所得金額は500万円です。去年も今年も税額控除はありません。

〔回答〕

今年と去年の所得金額が同じで、特別障害者に相当するとの認定を受けたこと以外の所得控除も同じであるとすれば、課税される所得金額500万円の場合の税率は20%なので、(障害者控除40万円+扶養控除加算35万円)×20%で、所得税は15万円減少します。また、住民税は税率10%なので(障害者控除30万円+扶養控除加算23万円)×10%で、5万3千円減少します。あわせて納税額は20万3千円減少します。

控除額は決まっていますが、課税される所得金額により税率が異なってくるので、実際にいくら税額が減るかは、それぞれのケースにより違います。

〔質問6〕

私は毎年、給与所得のみのため、年末調整で税額が決まり、確定申告をしたことはありません。平成18年中から同居の扶養親族である母が要介護認定を受けていますが、年末調整の際、障害者控除を受けていませんでした。市役所で「障害者控除対象者認定書」を申請し、交付してもらえば、申告により、過去の年分も障害者控除の適用を受けられますか。

〔回答〕

確定申告をしてなくてもよい人の場合、還付のための申告を、その申告書を提出できる日から5年間の期間内であれば行うことができます。例えば、平成18年分の障害者控除の適用を受けるための還付申告は、平成23年12月31日までであれば可能です。

過去の年分の申告に使用するため、「障害者控除対象者認定書」を申請するときに、いつから認定できるのか認定対象期間を付記してもらおうと還付申告をスムーズに行うことができます。

確定申告をしなくてもよい人は過去5年間まで還付申告OK!

